

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会
開 催 日 時	令和3年12月27日(月) 開始時刻 15時 30分 終了時刻 16時 40分
開 催 場 所	市役所別館4階 第2委員会室
出 席 者	会長：加嶋章博委員、副会長：酒井恵子委員 委員：今西義行委員、大橋巧委員、岸田陽子委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 開会 2. 挨拶 3. 委員紹介 4. 事務局紹介 5. 会長及び副会長の互選 6. 諮問 7. 審査会の運営について 8. 事業の概要について 9. 審査項目等について 10. 今後のスケジュール 11. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市立禁野小学校整備事業 入札説明書 要求水準書（案） 資料2 枚方市立禁野小学校整備事業 落札者決定基準（案） 資料3 枚方市立禁野小学校整備事業 様式集（案） 参考資料1 諮問書（写） 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 参考資料3 枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料4 枚方市立禁野小学校整備事業の概要について 参考資料5 禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会スケジュール
決 定 事 項	落札者決定基準（案）及び要求水準書（案）について諮問を受け、 答申を行った。落札者の選定については継続して審査を行う。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号及び第7号に該当するため
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	事業者選定後に公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総務部 契約課、都市整備部 施設整備室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

事務局：第1回禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会を開催いたします。本日は委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を担当させていただきます、都市整備部施設整備室の島田でございます。僭越ではございますが、会長と副会長の選任、諮問までの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。また本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただいております。ご了承いただきますようお願いいたします。それでは開会にあたりまして、都市整備部長の山中から一言、ご挨拶させていただきます。

### 2 挨 拶

部 長：本日は年末のお忙しい中、またお寒い中にも関わらず第1回禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また審査会委員の就任依頼の折には、ご快諾をいただきましたことを心から感謝申し上げます。本市では高度経済成長期に多くの小中学校を建設してまいりました。それらの施設が一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化改修工事を行っております。その一方で児童数が減少していることもあり、学校の統廃合を進めているところでございます。今回、落札候補者の選定をお願いいたします禁野小学校につきましては、2つの小規模校を統合するものでございます。また統合にあたりましては、4つの基本コンセプトを定めております。1つ目に、一人ひとりの子どもを大切に、志を育む学校づくり、2つ目に、枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進、3つ目に、子どもの夢を育てる豊かな学校づくり、4つ目に、地域とともにある学校づくりでございます。また、これらを実現させるための事業者としては、事業費のみならず、民間の企画力も求めていきたいという考えから、総合的な評価を行う総合評価一般競争入札とし、選定審査会を設ける運びとなったものでございます。これからの学校は、教育環境の充実はもとより、地域との繋がりやコロナ禍も意識した施設整備が求められております。審査会では専門的見地や様々な観点から幅広くご意見を頂戴頂けたらと存じております。委員の皆様方におかれましては、本日を皮切りに答申を頂戴するまでの間、長期間となりますが、新しい学校づくりにふさわしい事業者を選定頂きますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

### 3 委員紹介

事務局：審査会の委員の皆様方をご紹介します。今西義行税理士事務所税理士の今西義行委員です。摂南大学理工学部住環境デザイン学科准教授の大橋巧委

員です。摂南大学理工学部建築学科教授の加嶋章博委員です。大谷・岸田法律事務所弁護士の岸田陽子委員です。大阪工業大学教職教室教授の酒井恵子委員です。以上、5名の委員の皆様で、禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査を行っていただきます。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。また本日は全委員ご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例に基づきこの審査会が成立していることをご報告いたします。

#### 4 事務局紹介

事務局：審査会事務局の紹介をさせていただきます。都市整備部部長の山中でございます。次長の新田でございます。課長の津熊でございます。係長の澤田でございます。総務部契約課課長の山下でございます。そして私、都市整備部施設整備室の島田でございます。以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

#### 5 会長及び副会長の互選

事務局：次第5の「会長及び副会長の選任」をお願いいたします。この審査会の設置根拠である枚方市附属機関条例では会長及び副会長を置くこととしており、その選任につきましては委員の互選によるとされていますが、ご推薦などはございますでしょうか。

委員：事務局に提案があれば一任してはどうでしょうか。

全委員：（異議なし。）

事務局：それでは事務局よりご提案させていただきます。これまで他市において学校整備に係る事業者選定審査の経験をされている加嶋委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。また副会長には、学校案件でございますので、教育の分野から委員となっていて酒井委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

全委員：（異議なし。）

事務局：ご異議がないようですので、加嶋委員が会長に、酒井委員が副会長に選任されました。それでは加嶋会長より、会長就任のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長：只今ご承認をいただき、会長の任に就かせていただくこととなりました加嶋でございます。この度は大変歴史のある場所に建つ学び舎の整備ということで、枚方市におかれましても大変重要な審査会であると認識しております。委員の皆様、事務局の皆様にもご指導を仰ぎながら真摯に取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：それでは酒井副会長より、副会長就任のご挨拶をいただきたいと思っております。

副会長：只今副会長の任に就かせていただくこととなりました大阪工業大学の酒井です。何分力不足ではございますが、皆様のご指導を賜りまして務めさせていただきました

いと存じますので、よろしく願いいたします。

## 6 諮問

事務局：次第6の審査会への諮問をさせていただきます。諮問につきましては、都市整備部長の山中から加嶋会長に諮問書をお渡しいたします。委員の皆様におかれましては、参考資料1「諮問書(写)」をご覧ください。それでは加嶋会長、前のほうにお越してください。なお今後の記録の為、写真を撮影させていただきますのでご協力をよろしく願いいたします。

### 【諮問書 受け渡し】

事務局：これからの進行は加嶋会長にお願いしたいと思います。

会 長：それでは、まず事務局より資料の確認をお願いいたします。

事務局：お手元の資料の確認をさせていただきます。資料については、次第をご覧ください。諮問に関する資料として、資料1から3までありますが、こちらはタブレットから参照いただく形とさせていただいています。参考資料として1から5までは、紙でも配布させていただいておりますのでご確認ください。

## 7 審査会の運営について

会 長：次第7の「審査会の運営について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：審査会の運営についてご説明いたします。今後、審査会を進めるに際して、会議の公開・非公開、会議録の作成や公開時期、委員氏名の公表・非公表の大きく3点について決定していただきたいと思っております。参考資料2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。この規程の1ページ目の第3条にありますように、枚方市では会議を原則として公開することとしておりますが、(1)～(3)のいずれかに該当する場合は公開しないことができると定めています。第3条の(2)に枚方市情報公開条例第5条の規程による非公開情報という記載がありますが、参考資料3として、この条文を抜粋した資料をご覧ください。枚方市情報公開条例の第5条に非公開情報にあたるものが示されており、(6)と(7)を抜粋して示しております。本審査会においては、公募前の落札者決定基準の審議などの意思形成過程および契約に関する事項が含まれており、公正な事業者選定を妨げるものが本条項に該当すると考えております。参考資料2にお戻りください。会議の公開・非公開の決定については、第3条第2項に当該審議会がその決定をするものとしており、非公開とする場合は第3条第5項にその理由を明らかにしなければならないとあります。事務局としましては、本審査会は非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うものであることから、非公開とすることが望ましいと考えています。ただし、審議過程のひとつである入札参加者のプレゼンテーションについては、会議の公開の原則にのっとり、公開に

よる実施を考えております。会議録につきましては、同規程の2ページ目をご覧ください。第6条第4項に定めがあり、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記載することになっています。作成した会議録の公表につきましては、第7条第3項のとおり確定後速やかに一般の閲覧に供することとしています。事務局の案としましては、ご発言は会長、副会長および委員の区分とし、一言一句の記載により作成させていただきたいと考えています。また会議録の公表の時期については、会議が非公開であることを鑑みて、事業者が選定された後が望ましいと考えています。続いて委員氏名の公表・非公表につきましては、第8条第1項に定めがあり、公表しなければならないとなっており、事務局の案としても委員氏名は公表することが望ましいと考えています。

会 長：事務局から説明がありました審査会の運営について、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

全委員：(意見なし。)

会 長：無いようですので、本日の審査会については、只今より非公開と致します。会議録の作成や公開時期については、事務局からの説明どおりの方法で作成し、事業者の選定後に公表していくことにします。また委員氏名については公表とします。傍聴者はおられますか。

事務局：傍聴者はありません。

## 8 事業の概要について

会 長：次第8の「事業の概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは本事業の概要について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、事業目的及び整備方針について説明いたします。今回整備する禁野小学校は、高陵小学校と中宮北小学校が統合して誕生するものでございます。この2校は将来推計においても児童数の増加により適正規模の範囲になる見込みがない小規模校となっています。来年度から現在の中宮北小学校に2校の児童が通い、禁野小学校が誕生することになります。本事業により、高陵小学校敷地に禁野小学校の新校舎建設を予定しております。当該敷地については交通便利性が高く、歴史ある地区であることに加えて、関西外国語大学に近接するなど、人、歴史、文化等のつながりが強い地域であり、これらの特性を活かした学校づくりを目指しております。なお新校舎の諸施設については、枚方市教育委員会及び文部科学省が示す指針等を踏まえて設計・工事に取り組むものでございます。次のページをご覧ください。付近見取図と校舎配置につきましては、両校の位置関係を示しております。また右側の校舎配置につきましては、校舎と正門の位置関係を示しております。統合による児童の通学範囲などを踏まえ正門、校舎を南側に配置しております。施設概要につきましては想定しております構造や階数、設備などを示しております。総面積についてはおよそ8,000㎡を想定しております。また主な

所要室については表に記載のものを想定しております。事業スケジュール予定につきましては本年度発注をいたしますが、図に示しております通り、6月議会において契約締結の上、設計と工事に取り組み、令和8年度に完成を目指します。本事業の中で既存の高陵小学校校舎の解体も行う予定です。事業手法につきましては、本事業は規模が大きく、建築・電気・機械・土木における工種が多くなり設計と工事の意図伝達業務が繁雑となることから、他市事例や国の助言等を踏まえ、設計段階から工事施工者が参画することが出来、専門分野での技術力を有効活用し、部材や材料の選定、施工方法、工程管理の最適化によるコスト削減や工期短縮を図ることが可能となる設計施工一括型デザインビルド（DB）方式で実施することとします。

会 長：事業の概要について、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

全委員：（意見なし。）

## 9 審査項目等について

会 長：次第9の「審査項目等について」を議題といたします。「入札説明書 要求水準書（案）」と「落札者決定基準（案）」に分けて進めたいと思います。それでは事務局から「入札説明書 要求水準書（案）」の説明をお願いします。

事務局：それでは「入札説明書 要求水準書（案）」について説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。はじめに整備方針及び新しい学校づくりの基本的な考え方を記載しています。こちらは「禁野小学校における「新しい学校づくり」」が基本となっております。「禁野小学校における「新しい学校づくり」」は枚方市教育委員会が作成したものであり、禁野小学校のコンセプトになるものでございます。また文部科学省が示した「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」を踏まえて作成しております。整備にあたっては4つのコンセプトを定めております。1つ目に、一人ひとりの子どもを大切に、志を育む学校づくり、2つ目に、枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進、3つ目に、子どもの夢を育てる豊かな学校づくり、4つ目に、地域とともにある学校づくりとなっております。2ページからは入札説明書となります。2ページから5ページ中段までは事業概要について記載されており、1-3事業手法は設計と施工を一括して発注する設計施工一括型デザインビルド（DB）方式を採用しています。1-4対象業務範囲については、設計業務がAからI、建設・工事業務がAからGを対象としています。1-5契約については、落札者決定後に仮契約を令和4年5月頃、枚方市の議決は令和4年6月頃を予定しています。1-6予定価格については、設計業務と建設工事の合計額としており、事後公表となっております。契約金の支払い方法については、1-7契約金額の支払いに記載の通りです。1-8事業期間（予定）は、契約締結日から令和8年7月15日までとなっております。基本設計、実施設計、解体工事、新設工事の各業務の期間については記載の通りです。5ページ中段からは事業者募集要領となり

ます。2-1 禁野小学校設計施工（DB）事業者審査会では、審査会委員の名簿を記載しております。また2-2 選定方法は、価格と提案から総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用しています。次に2-3 選定スケジュールを説明させていただきます。A 公告及び入札説明書等の配布は2月1日以降、B 現地調査受付を2月1日から2月8日、C 現地調査は2月12・13日、D 入札説明書等に関する質疑受付を2月18日から2月28日、E 質疑回答の公表を3月14日、F 入札書提出書類の受付を4月1日から4月8日、G 入札受付締切日を4月8日、H 資格審査、要求水準適合確認を4月11・12日、I 審査結果の通知を4月13日、J 開札を4月14日に予定しております。K 提案審査が第2回選定審査会となりますが、入札参加者プレゼンテーションを4月17・18日に予定しております。また第3回選定審査会となるL 落札候補者の選定を4月28日に予定しております。M 低入札価格調査は落札候補者が低入札価格調査の対象になった場合のみ、5月上旬から5月中旬に開催されます。N 落札者及び審査講評の公表は5月上旬から6月中旬に予定しております。7ページから8ページの中段までは公告及び入札説明書類等の配布、現地調査、入札参加者プレゼンテーション、落札候補者及び審査講評の公表について記載しています。8ページの中段から9ページはリスクに関する分担、10ページは著作権等の取扱いについて記載しております。11ページからは要求水準書となります。本事業の基本設計、実施設計、建設工事については本要求水準書によるものとし、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力を最大限に生かすため、事業者に求める最低限の水準を示すものでございます。12ページ中段からは要求水準となります。14・15ページでは4-3 共通事項、4-4 施設の条件について記載しております。15ページ下段からは4-5 設備について記載しており、各所要室に必要な性能及び設備については、別表1「要求性能表」に記載しております。15ページから18ページ中段までは電気設備に関すること、18ページ中段から20ページ下段までは機械設備に関することを記載しています。20ページ下段から21ページ中段までは4-6 必要諸室・必要什器及び備品について記載しており、必要諸室の詳細は別表2「必要諸室表」、必要什器・備品の詳細は別表3「必要什器・備品表」に示しています。21ページ中段から30ページ中段までの4-7 設計業務等については、基本設計、実施設計や提出書類等について記載しております。30ページから34ページ中段までの4-8 建設・工事業務等については、施工計画や工事に伴う手続き、提出書類等を記載しております。34ページの中段からは、5 その他事項として友好都市の木材活用、地元企業の積極的な採用、学校施設の愛称について記載しております。

会 長：事務局から「入札説明書 要求水準書（案）」についての説明がありましたが、

この（案）について、ご意見・質問等はございますでしょうか。

委 員：入札参加者プレゼンテーションの日程について、応募する事業者の数にもよると思われますが、4月17・18日の両日で開催すると考えて宜しいでしょうか。

事務局：現地調査の受付を2月1日から2月8日で予定しており、その受付の数で入札参加者プレゼンテーションに応募する事業者の数を想定出来ると考えております。事業者の数が5社までであれば1日のみ、6社以上の場合は2日間開催する予定で考えております。

委員：1日のみの開催の場合は、開催日はいつになりますか。

事務局：1日のみの場合は、4月18日に開催を予定しております。

会長：その他、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

全委員：(意見なし。)

会長：無いようですので、「入札説明書 要求水準書(案)」の審議はこの程度としたいと思えます。

次に「落札者決定基準(案)」について説明してください。

事務局：「落札者決定基準(案)」についてご説明いたします。1目的についてですが、枚方市立禁野小学校整備事業を実施するにあたって、デザインビルド方式による総合評価を実施し、その入札者の中より最も優れた提案者を、枚方市が設置する公正な評価および審議により決定する組織の審議を経て決定するための落札者決定基準を定める事を目的に作成したものです。2落札者決定までの流れですが、フロー図の通り、公募開始、現地調査、質疑回答、審査提案書の受付、資格審査、要求水準適合事項確認、開札、提案審査、統括審議、落札候補者の選定、落札者の決定の流れとなります。次に3審査方法ですが、事業者選定にあたっては資格審査、要求水準適合事項確認、提案審査を行います。続いて4審査体制ですが、資格審査と要求水準適合事項確認は本市で行います。提案審査は本審査会にて行います。5資格審査・要求水準適合事項確認・開札についてですが、入札者が総合評価一般競争入札実施要領に定める資格を満たすか否かの適格審査を本市にて行います。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、不適格とし失格となります。また5-2要求水準適合事項確認は必須要件等適合表に基づき、要求水準書の要求水準に適合しているか否かの適格審査を本市にて行います。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、不適格とし失格となります。そして5-3開札についてですが、予定価格と低入札価格調査の数値的判断基準値の範囲内である事を審査します。範囲外の場合は以降の提案審査には進めません。6提案審査についてですが、提案審査にて公開とする部分については、提案者のプレゼンテーションのみ公開審査とします。提案書類等の審査、提案者のプレゼンテーションの内容及び質疑応答に対する評価により、禁野小学校設計施工(DB)事業者選定審査会委員の総合評価点方式による審査にて落札候補者を選定します。また禁野小学校設計施工(DB)事業者選定審査会の審査の経緯、各提案者の評価概要、審査結果は市のホームページにて公表します。なお落札候補者以外の提案者名は非公表とします。続いて総合評価方式の説明をいたします。6-1技術評価点についてですが、技術評価点の配点は50点とし、基礎点と加点の合計とします。



加点は「別紙加点項目審査の評価基準」の各加点項目の配点ごとに、表 審査項目の得点化基準のAからDの評価による評価係数をかけ得点化し、その合計点とします。また基礎点 25 点は必須要件等適合表に適合していることが条件となります。6-2 価格評価点についてですが、四角で囲った算定式により得点化します。数値的判断基準値とは、これ以上価格が低ければ失格となる価格で、そこから予定価格までの範囲内で 25 点から 50 点となります。6-3 落札候補者の選定については、総合評価点方式による配点で、技術評価点と価格評価点の 2 項目の合計点で審査します。技術評価点 50 点と価格評価点 50 点で総合評価点の満点は 100 点となります。総合評価の結果、総合評価点が最も高い提案者を落札候補者として選定します。そして7 落札者の決定では、禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会の選定結果に基づき、枚方市が落札者を決定することになります。続きまして、様式集（案）の説明をさせていただきます。様式 1 から様式 6 までございます。様式 1 は提案書となっており、入札説明書及び要求水準書に規定された水準であることを誓約するものがございます。様式 2 は必須要件適合表で 15 ページございます。様式 3 は加点項目表となっており、入札参加者が加点項目に記載する様式です。様式 4 は事業計画の提案に関する事項で本事業への基本的な考え方等について記載する様式です。様式 5 は意匠・構造計画の考え方、設備・防災安全計画の考え方等を記載する様式です。様式 6 は建設の提案に関する事項で建設業務に係る事項について記載する様式です。

会 長：事務局から「落札者決定基準（案）」についての説明がありましたが、この（案）について、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

委 員：「落札者決定基準（案）」の6-1 技術評価点における加点項目の算定について、小数点以下切り捨てとの標記がありますが、加点項目毎に点数を切り捨てた上で合計値を算定するのではなく、合計値を算定した後にまとめて切り捨てるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい、技術評価点の算定に係る加点項目点については、端数はそのまま合計した後、まとめて小数点以下を切り捨てます。

会 長：「落札者決定基準（案）」の「別紙加点項目審査の評価基準」について、他の委員の皆様にもご相談させていただきたい事項となりますが、微修正のご提案を 2 点させていただきます。1 点目は1.（1）①目的・基本理念の考え方の配点が 2 点となっておりますが、当該加点項目に関連する提案書の内容は、事業全体の考え方の提示に関する事項であり、他の加点項目と比べて抽象的な表現が多くを占める可能性があるため、1 点としてはいかがでしょうか。2 点目は2.（1）③教室部門の配点が 1 点となっておりますが、教室部門の計画については「禁野小学校における「新しい学校づくり」」等で示されている項目の中でも、とりわけ関連の強い項目になると思われまので、2.（1）②動線計画・セキュリティ計画と同様に 2 点としてはどうでしょうか。トータルの点数としては変更ありません。

事務局：委員の皆様いかがでしょうか。

全委員：（異議なし。）

事務局：2. (1) ③教室部門について、本市でも重要な加点項目であると認識しておりますので、そのように変更させていただきます。

会 長：1. (1) ①目的・基本理念の考え方の変更についてはいかがでしょうか。

全委員：（異議なし。）

事務局：ご異議が無いようですので、1. (1) ①目的・基本理念の考え方についても変更させていただきます。

会 長：以上で、次第9の「審査項目等について」の審議を終了とします。

それでは「入札説明書 要求水準書（案）」と「落札者決定基準（案）」については、以上の審議をもちまして本審査会の決定事項とさせていただきます、これから答申を行います。

事務局：答申につきましては、加嶋会長から都市整備部長の山中に答申書をお渡し頂きます。それでは加嶋会長、山中部長、前のほうにお越しく下さい。なお、今後の記録の為、写真を撮影させていただきますのでご協力を宜しくお願い致します。

【答申書 受け渡し】

## 10 今後のスケジュール

会 長：次第10「今後のスケジュール」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：参考資料5「禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会スケジュール」をご覧下さい。本日、第1回審査会において落札者決定基準（案）及び要求水準書（案）について答申をいただきました。本審査会の設置目的では、落札者決定基準に基づいて落札者の選定をしようとするときには、改めて審査会の意見を聴く必要があるとされた場合に、当該落札者の選定について、審査を行うことになっております。ここで審査会にお伺いいたします。今後、落札者の選定について継続して審査を行うことにご異議はございますでしょうか。

全委員：異議なし。

事務局：承知いたしました。それでは、本審査会は落札者の選定について継続して審査を行うことになりました。引き続き今後のスケジュールについてご説明します。本日、ご審議いただきました内容を整理し、実施の公告を2月1日に行いたいと考えております。第2回の審査会は4月中旬を予定しており、ここで事業者の選定について諮問を行い、応募者によるプレゼンテーションと提案審査を実施します。第3回の審査会は4月下旬を予定しており、落札候補者の選定と審査講評を作成するため、審議のお時間を設けさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、このスケジュールは審議の状況等により変更することも想定されますので、よろしくお願ひいたします。

会 長：事務局から説明がありました「今後のスケジュール」について、ご意見・ご質問

等ありますでしょうか。

全委員：(意見なし。)

会 長：次回の審査会の日程について、この場で決めておきたいと考えておりますが、事務局で具体的に想定している日程はありますか。

事務局：次回については、予備日を含めまして4月17日と18日の2日間でいかがでしょうか。また第3回は4月28日の午後でいかがでしょうか。

全委員：(異議なし。)

会 長：それでは、次回は4月17日と18日で決定致します。また、第3回は4月28日の午後で決定します。次回は参加事業者数によっては、相当の時間がかかることが想定されますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

## 11 その他

会 長：それでは最後になりますが、次第11「その他」の連絡事項として、事務局から何かありますか。

事務局：本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した上、各委員にご確認いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長：それでは第1回審査会を終了したいと思います。本日はお疲れさまでした。

【閉会】